



令和6年4月～

障害福祉サービス受給者証 及び通所受給者証の 支給決定期間が変わります！

【対象サービス】

- 障害児通所給付費すべて
- 就労継続支援 A 型
- 就労継続支援 B 型

対象者	有効期間
令和6年3月31日までに 新規決定及び更新をした方	支給決定日から1or3年後の月末
令和6年4月1日以降に 新規決定及び更新をした方	支給決定日から <u>誕生月</u> の月末

- 就学、卒業等でサービスが変わる場合は、3月31日で区切る場合があります。
- 世帯で複数人利用しているご家庭につきましては、各担当ケースワーカーにご相談ください。

お問合せ：春日部市障がい者支援課 障がい者支援担当
048-736-1131（直通）

